

令和 6 年 生坂村議会

## 第 1 回 臨 時 会 会 議 錄

令 和 6 年 5 月 14 日 開会

令 和 6 年 5 月 14 日 閉会

生 坂 村 議 会



## 告示第15号

令和6年第1回生坂村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月30日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和6年5月14日

2. 場 所 生坂村議會議場

3. 付議事件

(1) 建設工事請負契約の締結について

# 令和6年第1回 生坂村議会臨時会議事録（5月臨時会）

1日目（5月14日）

- 事件案 1件
  - ・建設工事請負契約の締結について
- 追加日程
  - ・処分要求について

・開会	5 P
・理事者あいさつ	6 P
・提出議案の朗読説明	8 P
・質疑・討論・採決	8 P
・追加日程	
処分要求について、討論・採決	11 P
・村長あいさつ	35 P
・閉会	36 P

# 令和6年第1回 生坂村議会臨時会

令和6年5月14日  
午前9時30分 開会

## 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
		開会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第29号	建設工事請負契約の締結について	
		(追加議案の提出)	
		閉会	

## 令和6年第1回 生坂村議会臨時会

令和6年5月14日

【1日目－追】

### 追 加 議 事 日 程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1		平田勝章議員に対する処分要求について	
2		山本吉人議員に対する処分要求について	
3		藤澤幸恵議員に対する処分要求について	
4		望月典子議員に対する処分要求について	
5		字引文威議員に対する処分要求について	
6		吉澤弘廸議員に対する処分要求について	

---

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 真 島 弘 光 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 田 中 翔 太 君

---

開会 午前9時50分

◎開会及び開議の宣言

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

○議長(太田譲君) これより令和6年第1回生坂村議会臨時会を開会します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本臨時会は新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開け換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) はじめにご報告事項申し上げます。

監査委員から令和6年3月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧いただきたいと思います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。会議規則第125条の規定により、1番 島議員、2番 山本議員を指名します。

---

## ◎会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2・会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間に決定しました。

---

## ◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) 本臨時会の案件は、理事者より提出されている議案第29号「建設工事請負契約の締結について」の事件案1件であります。

---

## ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、村長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和6年第1回生坂村議会臨時会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ゴールデンウィークが終わり、田植えなど農作業に忙しい時期となり、日中は初夏の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、公私ともにご繁忙の折、全員のご参集をいただき、誠にありがとうございます。平素は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻を賜っていますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年度当初予算でお認めいただきました、環境省の脱炭素先行地域事業交付金によりCO<sub>2</sub>排出削減に繋がる「脱炭素先行地域づくり事業」の各種事業は4月から着実に遂行しているところでございます。

先月25日の全戸配布でお配りしました「龍と子」では今年度の省エネ機器や木質バイオマスストーブの対象機器などの補助内容、導入補助フロー、指定業者などをお知らせし、現在は3件の申請と数件の問い合わせがある状況でございます。

木質バイオマス利活用に向けた森林調査関係では、現地調査結果と推察、森林整備を具体的に進める方策、事業者に委託しての森林施業などについての報告を受けており、前回のゼロカーボン推進プロジェクト会議では、今年度の森林施業計画（案）として、実施計画の内容などについて説明を受け、協議をしたところでございます。

森林整備に繋げるための木質バイオマス利活用では、今年度、やまなみ荘への木質チップボイラーの設置や、公共施設への木質バイオマsstーブの導入と、村民の皆さんには、木質バイオマsstーブの購入補助などを行ってまいります。

今後もゼロカーボン推進プロジェクト会議において、脱炭素先行地域づくり事業と国・県の補助事業の活用を考慮して、森林や里山整備を具体的に進めるための方策を検討してまいりたいと考える次第でございます。

先週の8日には、「脱炭素事業に係る外部評価委員会」を開催いたしました。令和5年度の事業進捗状況報告として生坂村脱炭素先行地域づくり事業の事業実施期間、事業目的、事業対象地域、事業の実施体制、全体事業の概要について説明をさせていただきました。

続いて、脱炭素先行地域 進捗状況報告票により、総論として、令和5年度の計画の変更箇所、今後の計画の変更の可能性、今後の展開について、選定時の評価委員からの講評について説明し、次に対象年度の事業の主なエリア図と進捗状況、民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出削減ゼロの実現についての取り組み内容などの説明を行いました。

委員各位からは、「令和5年度の事業への取り組みは順調にきているように感じているので、今後の取り組みについてもしっかりと進めてほしい。」「県内で生坂村のように説明会を数多く行っている自治体はないと感じている。今後もこのように進めていき、自給自足ができる村を目指してほしい」など、多くのご意見・ご提言を頂戴いたしました。

先月下旬には、観光庁に申請していました「第2のふるさとづくりプロジェクト」の採択内示がありました。この事業は全国で応募55団体のうち12団体の1つに選ばれ、今年度の夏から初の体験学習ツアーなどを実施してまいります。

当村が申請しました『「自然再生で村おこし」共に学び育てる生坂村リジェネラティブ・ツーリズム』の内容につきましては生坂村全域でリジェネラティブ・ツーリズムを行うために、松本山雅FC等と連携し、「生物多様性ネイチャーポジティブ」をテーマに、来訪者と村民で村の環境調査からビジョン設計までを、年間を通じたプログラムで実施してまいります。

既に、脱炭素先行地域としての視察の申し込みがあるなど、自然体験型の新たな観光スタイルの確立が求められる中、本実証を通してリジエネラティブ・ツーリズムを新たな交流ロジックとして事業化をし、令和7年度より自然再興などに意識を持つ大企業への支援要請や企業版ふるさと納税の誘致を行い、自走的かつ循環的なアライアンス関係の構築を目指し、持続可能な環境づくりに取り組みたいと考えているところでございます。

村民の皆さんのご意見、ご要望は新規のもの、継続のものなど、様々な内容が多く、課題は尽きないところであります。その課題解決や、より良い方向性を見出すために、議員各位にも引き続きご指導、ご支援をお願いする次第でございます。

それでは、今議会臨時会に提出させていただきました議案は、事件案1件でございます。

**議案第29号「建設工事請負契約の締結について」**

この議案は、令和6年度生坂村脱炭素先行地域事業ボイラー・チップ庫新設工事に係る請負計画契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び、生坂村議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

---

**◎日程3・議案第29号**

○議長(太田譲君) 日程3・議案第29号「建設工事請負契約の締結について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

**◎質疑・討論**

○議長（太田譲君） 議案第29号について、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。

はじめに質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） こちら8140万円という8000万円以上の大ない契約ですので、指名競争入札にされた理由というのを伺いたいんですけども、先ほどの全員協議会では時間がかかるからというふうに副村長に答弁いただいたんですけれども、やはり大きなお金の契約ですので広くいろいろな業者から募った方が、なるべく安くできたんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） お答えいたします。先ほどの全員協議会でお答えしたとおりでございます。以上です。

○議長（太田譲君） 他にありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島島幸恵君） 金額の妥当性ということで、3月の当初予算のときにあの資料をいただいて、この出ているこの型番のものと同等のものが導入されるということなんですけれども、何度も申し上げますけども、大きな金額ですので、これを、やまなみ荘、今も赤字の施設であるわけなんですけれども、ここに入れて安定的に運用ができるのかとか、そういうところも見ていくないと、私はいけないと思うんですけども、予算の審議のときに、もっと詳しく話をした方がいいというお話だったんですけども、そもそも令和5年度の調査・設計に関わるその成果報告書というのもも議会の方にも出されていないわけです。これも3月末までに契約があって、そこで調査をするという話でしたので、公表できないということだったんですけども、当初予算の審議の前に、ある程度その途中のものであっても、議会にしっかり内容を出して、それで審議をするべきだったと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君）　ただいまの質問内容、意見だと思いますが、意見として受け止めたいと思います。以上です。

○議長（太田譲君）　他にありませんか。

○議長（太田譲君）　なければ、討論はありませんか。

○1番（島幸恵君）　議長。

○議長（太田譲君）　1番　島議員。

○1番（島島幸恵君）　1番　島幸恵です。議案第29号「建設工事請負契約の締結について」反対の立場から討論をいたします。

このやまなみ荘に設置される予定のボイラーチップ、バイオマスボイラーなんですけれども、先ほど言いましたように、3月の予算の審議のときには、令和5年度に調査・設計をしたリコーの成果報告書というものが出ていない中で、私達は審議をいたしました。そのときに、見積書の中で、ある程度の型番というものが出ていたのですが、そのときはどういったものというのをはっきり私達はわかりませんで、これから予算が通ってから、入札をしてその入札をした業者が、どういうものを入れるのかというのを決めるということで私達は8250万円というお金で予算が出ていたわけなんですけども、その妥当性というのがわかりませんでした。

また、やまなみ荘に大きな金額のボイラーを入れるということで、そのチップの供給というものにもお金がかかってくると思います。この脱炭素事業というのは、森林の整備・活用というのも目的とされています。それには、株式会社エコロミの下請けで森林調査をした伊那のラーチアンドパインさんのやはりその成果報告書というのも見ていく必要があると思います。

また、そのチップの供給というのは信州リサイクルセンターを使っていく予定というようなことを当初予算のときに答弁いただいたんですけども、どなたが木を切ってチップにして、運んで、それがいくらかかるのか。年間当たりそれで採算が取れるのか。このような大きな機械を入れるときには、その長期的な視点に立って見ていかないと私はいけないと思います。

ですので、そのことも説明していただく必要が私はあると思いますので、反対の立場から討論をさせていただきます。

また、今回指名競争入札ということで、5社の方に指名をして入札をされたということなんですけれども、この大きな金額のものでありますし、結局副村長は、一般競争入札の方があの時間がかかるということで答弁を全員協議会でされたんですけども、結局のところ機械が入るとしても来年の年明け1月に納品というふうに答弁がされました。時間も、納品、海外のものを入れることであれば時間もかかるのでしょうか、これだけ大きな金額のボイラーになりますし、長期的なその採算性事業性というものを考えていかないといけないことだと思いますし、一般競争入札などにして、そのリコーさんが出された成果報告書もラーチアンドパインさんが出された森林調査の結果も公表をして広く募った方がもっといい案が出てくるかもしれませんし、安

くなるかもしれませんし、その辺の議会への話の情報の出し方とか、村民の皆さんへの情報の出し方とか、もう少し開示をしていただきたい。そして広く意見を募って事業を進めていただきたい。そんな願いを持っています。以上で私の反対討論を終わります。

○議長（太田譲君） 次に、賛成討論はありませんか。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、質疑・討論を終結します。

---

### ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

議案第29号「建設工事請負契約の締結について」を採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議事日程の追加

○議長（太田譲君） お手元に配付してある日程の他に、議員より提出されております処分要求の件について、計6件を追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、処分要求の件について、計6件を日程に追加します。

追加議事日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

---

## ◎追加日程 1・委員長報告

○議長（太田譲君） 追加日程 1・「平田勝章議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、平田勝章議員の退場を求めます。

○議長（太田譲君） 本件について、委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 懲罰特別委員会委員長 山本吉人です。

5月1日に行われた懲罰特別委員会について報告いたします。

3月14日に提出された決議書に名前を記した6名の議員に対し、島議員から処分要求があった事案であります。当委員会に付託されました7番 平田勝章議員に対する処分要求について松本市の大手門法律事務所吉澤裕美弁護士の意見も踏まえ、慎重審議した結果、7番 平田勝章議員に対する採決は処分すべきではない。全員賛成、可と決定いたしました。

事務局より説明があった内部規律について、「吉澤弁護士へも確認してあります」とありましたが、委員会終了後同日に吉澤弁護士に内部規律の説明に問題なしと確認し、同日、委員会でも承諾しております。

よって、その文言について議事録から削除したことを申し添えます。以上で懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（太田譲君） 懲罰特別委員会委員長の報告を終わります。

---

## ◎討論

○議長（太田譲君） 次に、討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました、平田勝章議員に対する処分要求について討論のある方の発言を許します。

○議長（太田譲君） 反対討論はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。ただいまの懲罰特別委員会 平田 勝章議員への処分要求について、反対の立場から、討論をいたします。

この懲罰特別委員会は、私も5月1日に傍聴という立場で傍聴させていただきましたけれども、陳述というのが、私が提出議員なわけなんですけども、平田議員、提出議員の私の両方もありませんでした。平田議員が提出議員というふうになって、あの5名の方が賛同者としてお名前を連ねていらっしゃるわけなんですけども、こちらの決議書が出された経緯、平田議員が主導して、出すことにして、あの文章も平田議員がお書きになって、皆さん賛同したのかなど、どのような経緯でこの決議書が出されたということは、懲罰特別委員会では全くわかりませんでした。

ただ今、委員長報告がありましたが、この中で有識者の意見として、松本市大手3丁目3番大手門法律事務所の吉澤裕美弁護士に見解を山本委員長、望月副委員長、藤澤事務局長の3人で聞きに行ったということで内容が懲罰特別委員会の中で発表されました。

私達は傍聴の立場では、録音などができるなかったんですけども、今後その会議録は公表されるということで、今日も見てみたんですけども、まだ議会のページにも公表はされていなかったんですけども、村長のホームページに載っていたので、今回の決議についての私が指摘しました憲法並びに地方自治法第132条に違反する言論については、今回の資料等をもうちょっと拝見していただきって書いてあるんですけど、拝見は弁護士さんに対してちょっと違うかと思うんですけども、見ていただいて相談してきましたけれども、議会内での内部規律に基づく決議であり、法的拘束力のない決議でもあり、当該議員により議員としての活動が法的に制約されるものではなく、表現の自由を違法に侵害するものでもないことから、憲法第21条並びに地方自治法第132条に反する違法な行為ではないとのご意見をいただきました。ということが村長のブログに書いてあったので、村長はこの内容もあってるのかなと思ったんですけども、この弁護士の方の判断というのは、この決議自体が法的拘束力がない。法的拘束力がないものであるから、憲法にも地方自治法にも別に私の議員活動を侵害するものではない。という判断だったと思います。

ではなぜ、法的拘束力のない決議を出したのか、ということです。今も、脱炭素のボイラーハーの議決があったわけですけれども、皆さん賛成されたと思います。議会の中で私1人が、この事業、どうなんですかっていうようなことを言ってるのかなというふうに思うんですけども、そういう少数意見の者に対して法的拘束力がないもの、だからみんなで何かあの決議を出してっていうところは、じゃあ少数意見の者に対しても圧力にはならないのか。

議員みんなで仲良くっていうことは本当に言われましたし、私もそう思っています。それは仲良くというのは、みんなが同じ意見ということではないと思うんです。議員8人いたら、やはり8人が、それぞれの意見を持ってそれが違う意見であっても、人として尊重し合って、それで

村の皆さんのためにどういったことが本当にいいのか、いろいろな意見の中から話し合いをして決めていく、そういうものだと思っています。

ですので、今回のその法的拘束力がない決議でありますけれども、それを議長が議題として3月14日の議会の後にその追加議案としてその提出を認めたということを私は残念と思っていますし、この決議の無効を求める要求に関しても、これは本当に法的拘束力がないもので、それは議長が認めていただければこんな懲罰委員会とか、このようなことっていうのは弁護士の先生に聞きに行くこともなかったでしょうし、もう私達はこのように大きな事業が行われている中で、もっとやるべきことが本当にあると思うんです。

それはその違う意見の者、それを法的拘束力がなくても私としてはその今後いろいろな通信を出していくとか、意見を言うときに圧力になると感じます。

このような決議が出されるということは、少数意見の者に対してこの議会として何か

○議長（太田譲君） 島さん、すみません。討論中申し訳ないんですけど、この決議に対しての討論ですか。その議決の提出に対しての反対討論ではないですよ。

○1番（島幸恵君） 決議に対して言っています。決議を出されたことに対しても

○議長（太田譲君） 決議を出されたことに対しても反対している。

○1番（島幸恵君） はい。決議を出されたことに対しても。

○議長（太田譲君） はい。

○1番（島幸恵君） それでこの決議が出されたということで、今その議会の中で、私だけがこれはどうなんですかっていうことを言ってるということで、そういうことを言った議員は、何かその決議を出されるとか、そういうふうに一般の皆さんがあわなかつたか。来年選挙がありましけれども、このいろいろなその意見を認められているように外から見ると思えないような状況で、若い人など、その議員になりたいと思うか、何かちょっと違うことを言つたら、もうこういうことをされるんだぞ、そういうふうに一般の皆さんがあわなかつたか。私はそういう議会としてみんながそうやって意見が違つて当たり前、そうやって話し合つて、村民の皆さんのためになることを話し合っていくところが議会なんだよ、そういうところなんだよという思いで、この決議の無効を求める要求書というのを、提出いたしました。

それが議長によって認められませんでしたので、処分要求の提出ということになってしまったんですけども、この決議が法的拘束力がないからという法律。弁護士事務所の吉澤裕美弁護士

の判断だったと思うんですけれども、じゃあそれでいいのかというところで私は反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（太田譲君） 次に、賛成討論はありますか。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 8番 吉澤弘迪です。私は、今回の事件について決議書に名前を連ねている。さらに、懲罰委員会で処分を受ける1人として、この事件について私の考えを述べ、平田議員に対する懲罰委員会の決定に対し、賛成の意を表したいと思います。

今回の事件は、島議員が自分の議会報告紙6月定例会で審議される令和6年度予算案の脱炭素関連部分を事前に公表したことに対し、6名の議員がその行為に対し、不適切として反省を求めたことがあります。この事件に対しては、我々6名の議員は意見を同じくして、島議員に反省を求めました。

私は、まもなく5期20年の議員生活となります。その間、多くの先輩議員と席を同じくしましたが、その先輩議員の中の1人でも、事前に議会で決定する予算案を公表する人はおりませんでした。

それは提案権のある行政と違って、議決権のある議員が自ら予算案を事前に公表することは、議会開催の意義が失われ議会軽視の行為に当たるとして、先輩議員からも、このことについては強く戒められておりました。このことをぜひ皆さんにも知っておいてもらいたいと思います。今回の事件で我々は正しいことを行った結果、懲罰委員会にかけられ、まことに心外で残念でなりません。これは本当の開かれた議会なのでしょうか。その意味に疑問が残ります。平田議員も全く同じ気持ちであると思います。

よって、平田議員に対する懲罰委員会の決定については、賛成の意を表します。以上です。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありますか。

○議長（太田譲君） なければ、討論を終わります。

---

### ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 追加日程1・「平田勝章議員に対する処分要求について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

○議長（太田譲君） 本件に対する委員長報告は、平田勝章議員に処分を科すべきではないとすることです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（太田譲君） 起立多数です。

よって平田勝章議員に処分を科すべきではないと可決されました。

○議長（太田譲君） 平田勝章議員の入場を許可します。

○議長（太田譲君） 平田勝章議員への処分は課すべきではないと可決されましたので、ご報告いたします。

---

## ◎追加日程2・委員長報告

○議長（太田譲君） 追加日程2・「山本吉人議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法117条の規定により、山本吉人議員の退場を求めます。

○議長（太田譲君） 本件について、副委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会副委員長（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○懲罰特別委員会副委員長（望月典子君） 懲罰特別委員会副委員長 望月 典子です。

5月1日に行われた懲罰特別委員会について報告いたします。

3月14日に提出された決議書に名前を記した6名の議員に対し、島議員から処分要求があった事案であります。

当委員会に付託されました、2番山本吉人議員に対する処分要求について、松本市の大手門法律事務所吉澤裕美弁護士の意見も踏まえ、慎重審議した結果、2番山本吉人議員に対する採決は、処分すべきではない、全員賛成、可とすることに決定いたしました。

事務局より説明があった内部規律について、吉澤弁護士へも確認してありますとありました  
が、委員会終了後同日に吉澤弁護士に、「内部規律の説明に問題なし」と確認し、その文言につ  
いて、議事録から削除したことを申し添えます。以上で、懲罰特別委員会副委員長報告を終わり  
ます。

○議長（太田譲君） 懲罰特別委員会副委員長の報告を終わります。

---

### ◎討論

○議長（太田譲君） 次に、討論に入ります。

ただいま副委員長の報告がありました、「山本吉人議員に対する処分要求について」討論のあ  
る方の発言を許します。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。ただいま望月副委員長より報告がありました懲罰特  
別委員会の決定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

要求書を提出する前に、提出をしないといけないのは3日以内だったんですけれども、それを  
回避するために、3月16日に議員の皆さんその処分要求を、すいません決議書を提出された議員  
の皆さんにそれぞれお電話をしてお話をさせていただきました。

山本議員にお話を伺ったとき、「島さんがすいませんでしたと素直に謝ってくれればよかった」  
そういうふうにおっしゃったんですけども、私が謝る理由というのが、私にはわかりません。

先ほど、吉澤議員が、今まで予算案を事前に公表する人はいなかったというふうに討論された  
んですけども、私は信濃毎日新聞、市民タイムスさんに、事前に当初予算概要が毎年新聞に載  
るんですけども、いろんな市町村の。それは出てからそれを見てさらにわかりやすく本当にこの  
当初予算っていうのは、村始まって以来のこの最大の予算です。31億円を初めて超えるもので  
すので、これは、なるべくわかりやすく、詳しく皆さんに事業をこの事業について知ってもらうた  
めにも、お知らせをしたいと思って書きました。それに対して、決議書に書いてあることという  
のが「議員個人に認められる議決権を侵害する恐れがあり、議会人としてのモラルが欠落してい  
ると思わざるを得ません」ということです。

先ほどのこの決議が出された経緯というのがわからないということを申し上げましたけれど  
も、これが平田議員が書いたのか、どなたがお書きになったのかわからないんですけども、吉  
澤裕美弁護士が判断されたこの私が出したその処分要求に対するその法的には別に憲法にも地方

自治法にも抵触していないというのは、この決議書が法的拘束力がないものだからというふうに、私は理解しました。

私のじゃあ通信というのは皆さんを法的にこれは決議権、これ侵害する恐れがあったんでしょうか。先ほども申し上げましたけれども、どうしてその皆さんのが議長以外の全員ですかけれども、このような決議書を出されたのか、私も村の皆さんのために一生懸命働いているつもりです。議会からも、定例会の日程、今日の臨時会の日程もそうですけれども傍聴のお知らせも、全くありませんので、私はいろいろなことを村民の方に知っていただきたい、そう思って通信を書いています。私の通信を読んで、今まで知らなかつたこと、それがわかつてよかつたっておっしゃつてくださる方もたくさんいらっしゃいます。

ですから、それに対して、じゃあこの通信が本当に問題だったのか。皆さんにいろいろなこと、予算のこと、村の事業のこと、お知らせするのが問題なのか。私が問題だと思ったのは、ボイラーのときも、先ほどの議決のときも答弁しましたけれども、いろいろなことが、私達はわからない中で、当初予算を審議しないといけない、そこで言わなければ、今言っても困るというふうに先ほども、全員協議会で、言われたわけなんですかけれども、当初予算のときにいろいろな成果報告書、どういった調査・設計がされたのか、いろいろわからない中で、示されない中で審議をしていかなきやいけないっていうのは、私としては問題と思う。そういう個人の意見を書いたことに対しての今回は決議がありました。

ですので、私はこの吉澤弁護士の、この憲法、あとは地方自治法の132条に抵触をしていない、だからこの決議を出したことは全く問題ない、そうではないと思うんです。ですので、今回の懲罰特別委員会においても、一人ひとりの陳述というのも持たれるべきだったんではないかと思います。皆さんのが全員一致で同じ意見であるはず、そうでもないと思うんです。

ですので、お1人お1人がどのような気持ちで決議を出されたのか。この村の事業に対して情報を発信していく。議会としてどういうふうに話し合いをしていく、その過程っていうのを、透明化っていうのをどのようにはかっていくのか。私はその議会のあり方っていうのが、この方向性っていうのが、決議によってみなさん的一致の意見として、議会として出されたっていうのが、問題だと思って、この決議の無効を求める要求書。それが認められなかつたので処分要求提出ということになりました。

ですので、私はこの懲罰特別委員会の結果について、反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（太田譲君） 次に賛成討論はありませんか。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番 字引文威です。山本議員の表決について賛成討論をいたします。島議員が3月14日に提出された山本議員への処分要求は、処分に該当しないことについて賛成の立場で討論いたします。

島議員からの処分要求について当事者である私達の処分なので、公平性を保ち、また法律的な解釈が必要であると判断したため、弁護士の先生に相談させていただきました。弁護士の先生から、島議員に対する決議書は、議会の内部規律に基づく決議で法的効力のない決議であり、当該決議により島議員の議員活動が法的に規制されるものではなく、また、表現の自由を違法に侵害するものではないとのご意見をいただき、山本議員について、このような規律に抵触することはなく、島議員から山本議員に対する処分要求は処分に該当ないと考えます。

なお、議員必携には、議会と議員の義務についてこのように定義されております。議員は住民全体の代表として品位を保持することはもとより、議会においても、合理的、能率的な審議に協力し、秩序維持に努める義務があるとされております。

今回の草の根通信No. 6号において、議案の審議前に島議員が仮定された審議結果を村民に公表されたことは、他の議員の審議を阻害し、議員を軽視していることと考えます。また、議員必携では議会の規律、懲罰ではスポーツやゲームを行うにしても一定のルールがあり、マナーは強く要求される。ましてや地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は法規によって規制されるまでもなく、慎重公正でなければならないということは言うまでもない。それとともに、議会が住民の代表である議員をもって構成される議事機関として、その権威を保持し、公正な審議・決定ができるよう、地方自治法および会議規則において自主的に規律を保持し、規制するための権限が与えられるとされております。

以上の内容により、島議員の山本議員に対する処分要求は処分に該当しないと判断し、よって私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありますか。

○議長（太田譲君） なければ討論を終結します。

---

### ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 追加日程2・「山本吉人議員に対する処分要求について」を採決します。この採決は起立によって行います。

○議長（太田譲君） 本件に対する副委員長報告は、山本吉人議員に処分を科すべきではないとすることです。

本件は副委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（太田譲君） 起立多数です。

よって山本吉人議員に処分を科すべきではないと可決されました。

○議長（太田譲君） 山本吉人議員の入場を許可します。

○議長（太田譲君） 山本吉人議員への処分を科すべきないと可決されましたのでご報告いたします。

ここで休憩にしたいと思います。再開は11時5分とします。

---

休憩 午前10時51分

---

再開 午前11時01分

### ◎追加日程3 委員長報告

○議長（太田譲君） 再開します。追加日程3・「藤澤幸恵議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、藤澤幸恵議員の退場を求めます。

○議長（太田譲君） 本件について、委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 懲罰特別委員会委員長 山本吉人です。

5月1日に行われた懲罰特別委員会について報告いたします。

3月14日に提出された決議書に名前記した6名の議員に対し、島議員から処分要求があった事案であります。当委員会に付託されました、3番 藤澤幸恵議員に対する処分要求について、松

本市の大手門法律事務所吉澤裕美弁護士の意見を踏まえ、慎重審議した結果、3番藤澤幸恵議員に対する採決は、処分すべきではない。全員賛成 可とすることに決定しました。

以上で懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（太田譲君） 懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

---

### ◎討論

○議長（太田譲君） 次に、討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました、藤澤幸恵議員に対する処分要求について討論のある方の発言を許します。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。ただいまの懲罰特別委員会委員長報告の決定結果について、反対の立場から討論をいたします。

3月14日に出されました決議に対して私は3月15日にその決議の無効を求める要求書を提出いたしました。その後、それが認められなかつたらということで、処分要求書を提出いたしたわけなんですけれども、そのやはり処分要求書提出の回避に向けて、皆さんにお電話をさせて、それぞれからお話を伺いました。藤澤議員に伺ったときには、他の人たちで盛り上がって決議を出すことになったというようなこともおっしゃっていました。

しかし、結果的には藤澤議員も決議の賛同者として名前を連ねられたわけです。そこには、議員の中に、同調圧力などはなかったのかと私は思います。私は移住してきて4年経ったわけですけれども、議員の皆さんの中には生坂村で生まれ、育って村の皆さん議員の皆さんをよくご存知の方、移住してきた方でももう20年以上経っている、もっと経ってるかもしれないんですけども、そういう方もいらっしゃいます。また、私は議員になって1年経ったばかりなんですけれども、2期、3期、議員をやってらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう中で、議員同士の繋がりということも、皆さん大事にされていると思います。

それが本当に議員は私達仲間でありますので、その繋がりを大事にするということは、本当に大事なんですけれども、もし、この決議をみんなで出すとなつたときに、私はちょっと違うなと思っても、もしかしたら名前を連ねないといけないということはなかつたのか。私はそのところが懲罰特別委員会で陳述なり皆さんのが申し開き、どうしてこの決議を出したのか。誰が主導さ

れてどのようにこの文章ができる、提出に至ったのか。そういうことも明らかになるのかと思ったんですけども、池田町の懲罰特別委員会が行われたときには、双方の陳述がありました。そこで処分要求を出された三枝議員がどうして処分要求を出したのか。処分要求書を出された和澤議員がこういうことを議場で言ってしまったけれども、どうだったというようなことを、陳述などがあったわけなんですけれども、生坂村の懲罰特別委員会では吉澤裕美弁護士の見解が伝えられて、それに対して、それぞれの方が賛成討論というような処分がなくていいんじゃないかというような討論をされていたんですけども、やはりお1人1人っていうのは、考えが全く一緒ではないと思うんです。それは人間ですし議員である前に、ですので、懲罰特別委員会で、それぞれの皆さんがどのような思いで、その決議書を出されたのか。そのことを明らかにしていただきたかったと思います。

ですので、藤澤議員とお電話でお話させていただいたときに、なんか他の人たちが盛り上がり出て出すことになったみたいなこともおっしゃっていたので、そこに、もしかして同調圧力のようなものがあったとしたら、そちらの方が議員のこの自由な議決権が侵害される恐れがあると、この決議書に書いてあるんですけども、私達は本当に議員は仲間で、みんなで村をよくしていく、そういう話し合いをしていく機関だと思いますので、人としてそれは仲良く、あの意見が違っても仲良くはしていかないといけないんですけども、その生まれ育った場所であつていろいろな人の繋がりがあるとか、議員の中でのその長い間やっぱり一緒にやってきた中でのもし繋がりを、自分の考えよりも、もし優先させてしまうようなことがあったら、あるとしたら、それは問題だと思うのです。

ですので、今回の懲罰特別委員会では、それがどんようなお気持ちでどんような過程で、この決議書を作成し提出に至ったのか。そこをお1人お1人の考えが違うので、明らかにしていただきたかったと思います。その上で、今回の懲罰特別委員会の結果は、こう審議というところでは当人の陳述、提出者の陳述もそうですけれども、それがなかったというところなので、不十分ではなかったかと思います。

吉澤裕美弁護士の見解というのは、法的拘束力のない決議書だということで憲法にも地方自治法132条にも抵触しないという見解であったと思います。そこから言いますと、私の通信も、何ら皆さんを他の議員の皆さんを法的に拘束するものでは全くございません。

ですので、この決議をどのように皆さんお考えになって提出まで至ったのか、ここが明らかにされていない。お1人お1人のお気持ちというのも、私にはわかりませんでしたのでこの反対の討論をするに至っているわけなんですけれども、何度も申し上げますけれども、法的拘束力がないものですからだから憲法132条にも抵触しない、だから問題ない。そうではないと思うんです。私達は仲間としてやっていく上で、じゃあ1人に対して皆さんでこのような決議をされるということが妥当だったのか。そんなところで私はこの決議の無効を求める要求書、それが認められなかつたので処分要求書の提出というふうになりました。以上のことと、私はこの懲罰特別委員会の結果についての反対の立場の討論をさせていただきました。以上です。

○議長（太田譲君） 次に、賛成討論はありますか。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番 字引文威です。藤澤議員の表決について、賛成討論をいたします。島議員が、3月14日に提出された藤澤議員への処分要求は、処分に該当しないことについて賛成の立場で討論をいたします。

島議員からの処分要求について、当事者である私達の処分なので、公平性を保ち、また法律的な解釈が必要であると判断したため、弁護士の先生に相談させていただきました。弁護士の先生から、島議員に対する決議書は、議会の内部規律に基づく決議で法的効力のない決議であり、当該決議により、島議員の議員活動は法的に規制されるものではなく、また表現の自由を違法に侵害するものではない、とのご意見をいただき、藤澤議員について、このような規律に抵触することはなく、島議員から藤澤議員に対する処分要求は処分に該当しないと考えます。

なお、議員必携には、議会と議員の義務についてこのように定義されております。議員は住民全体の代表として、品位を保持することはもとより、会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、秩序維持に努める義務があるとされております。

今回の草の根通信No. 6号においては、議案の審議前に島議員が仮定された審議結果を村民に公表されたことは、他の議員の審議を阻害し、議会の議事を軽視していることと考えます。が、議員必携は議会の規律懲罰では、スポーツやゲームを行うにしても、一定のルールがあり、マナーが強く要求される。ましてや地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は、法規によって規制されるものでもなく、慎重公正でなければならないことは言うまでもない。それとともに、議会が住民の代表である議員をもって構成される議事機関としてその権威を保持し、公正な審議決定ができるよう、地方自治法および会議規則において、自主的に規律を保持し、意思決定機関としての権限が与えるとされています。以上の内容により、島議員の藤澤議員に対する処分要求は処分に該当しないと判断し、よって私の賛成討論といたします。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありますか。

○議長（太田譲君） なければ、討論を終結します。

---

## ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 追加日程3・「藤澤幸恵議員に対する処分要求について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

○議長（太田譲君） 本件に対する委員長報告は、藤澤幸恵議員に処分を科すべきではないとすることです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（太田譲君） 起立多数です。

よって、藤澤幸恵議員に処分を科すべきではないと、可決されました。

○議長（太田譲君） 藤澤幸恵議員の入場を許可します。

○議長（太田譲君） 藤澤幸恵議員への処分を科すべきではないと可決されましたのでご報告いたします。

---

#### ◎追加日程4 委員長報告

○議長（太田譲君） 追加日程4・「望月典子議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法117条の規定によって、望月典子議員の退場を求めます。

○議長（太田譲君） 本件について、委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 懲罰特別委員会委員長 山本吉人です。

5月1日に行われた懲罰特別委員会について報告いたします。

3月14日に提出された決議書に名前を記した6名の議員に対し、島議員から処分要求があった事案であります。当委員会に付託されました4番 望月典子議員に対する処分要求について、松本市の大手門法律事務所吉澤裕美弁護士の意見も踏まえ、慎重審議した結果、4番 望月典子議員

に対する採決は、処分すべきではない、全員賛成、可とすることに決定しました。以上で、懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（太田譲君） 懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

---

## ◎討論

○議長（太田譲君） 次に、討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました、望月典子議員に対する処分要求について討論のある方の発言を許します。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。ただいま委員長より報告がありました懲罰特別委員会の結果について、反対の立場から討論をいたします。

3月14日に決議書が出されてから3月15日にその決議の無効を求める要求書を提出いたしました。それが認められなければ、処分要求書ということで3月16日に提出をいたしまして、その処分要求書の提出を回避するために、皆さんにお電話でお話をさせていただきました。望月議員にお話を伺ったとき、私はやめようと言ったんだけども、決議書を出すことについてですけれども、おっしゃっていました。

決議の無効を求める決議、決議書を提出するということについても、一度は私も名前を連ねて賛成をする、決議を出してくださるとおっしゃったんですけども、その後撤回はされていますし、結局のところ、この私の通信に対する撤回、謝罪、反省を求める決議書についても、名前を連ねられているわけです。これについても、議員の皆さんの中で、この、もしじゃあみんなが決議書を出すというときに、自分だけやめておこうとか、名前を連ねるのをやめるとなったらそれは議員として仲間じゃないというふうに思われないか。そこに同調圧力は、なかったのか。皆さんお1人お1人が自分のお考えで出されたというふうにはおっしゃってるんですけども、村の中で、やはりうまく過ごしたり、同じ議員さんで長く議員をされていたり、そういうような中で、じゃあ私は決議に名前を連ねるのはやめておく、そういうことが言いにくい雰囲気はなかつたのか。私は、そのところが疑問で、懲罰特別委員会で皆さんもその陳述、どうしてこの決議を出すに至ったのかというその経緯というものが、明らかになると思っていました。

しかし、この決議書にその決議を出した理由というのは、書いてある。そういうことで皆さんの陳述というのは、今回は設けられませんでした。私のこれは通信、草の根通信6号に書いてあ

ることに対するものなんですけれども、何度も申し上げますけれども、私は皆さんに議会でどのような話し合いが行われて、どのように物事が決定していくのか、その過程を知らせるのっていうのはものすごく大事なことだと思って、通信を書いています。

今日も臨時議会の開催日程というのは、村民の皆さんにはお知らせされていません。会議は傍聴できますけれども、いつどこで会議が行われているかということも知らせなければ、わからないわけで、それは議会として、議論の透明化っていうのを図るためにには、お知らせしていくべきだと思っているんですけども、議会のホームページなどにも出されませんし、防災無線でもお知らせされないので、通信を書いてなるべく皆さんにお知らせをしようと努めているところでございます。

今回の3月定例会で提出されました当初予算について、脱炭素関連の予算について項目で書かせていただきまして、それについて令和5年度に調査・設計をされた結果というのが、示されないまま審議をするというのは、私はこれだけ大きな金額の予算ですし、これは事業をやるんだったら、本当にものすごく長期にわたる事業でありますので、慎重審議を期するためには、それなりの資料、今日はバイオマスのボイラーの契約締結の決議がされたんですけども、ボイラーワークとしても予算では8250万円という大きなお金で出されているわけです。それが実際どんなもので、赤字のやまなみ荘に入れたときに長期的に採算が取れるものなのか、チップの供給は村の木材から安定的に行われるのか。資料が私は情報がなければ審議はできないと思って、そこが問題だと思って通信に書かせていただきました。

この事業をやっていくことに、村民の方の理解、同意っていうのはものすごく大事だと村長もいつもおっしゃっています。理解をしていただくためには、情報を出していく必要があると思うのです。私はそう思って通信を出して、なるべくこの村の事業を、多岐にわたりますし、皆さん専門家ではないので、私もそうですけれども、わからないことっていうのは本当にたくさんあると思うんです。そういう思いで皆さんによくわかっていただきたい。村の事業が、もっと良くなつて、もっと村民の皆さんのが暮らしやすい、そういうものになってほしい、行政の皆さんもそういう思いでやってらっしゃると思います。

議員の皆さんも、当たり前ですけども、そういうふうに思って議員活動されてると思います。私もそうなんです。皆さんと考えが違うというふうに思われてるのかもしれないんですけども、私達は向かっている方向っていうのは、行政も議会も村を良くしたい、村の皆さん的生活を良くしたい、それは同じです。そういう気持ちで通信を出していることに対して、それは議会の個人に認められる議決権を侵害する恐れがある、議會議員としてのモラルが欠落していると思わざるを得ません。さんの出された決議書には、このように書いてあります。

私は、私の出した通信は、皆さんの議決権を侵害するものではありません。法的に拘束するものではありません。さんの出した決議書、これを皆さんの決議されたものっていうのは、これは議会の意思として出されているわけです。生坂村の議会がこのような意志だということをさんは、3月14日に示されたわけです。私は、この5月1日に行われた懲罰委員会で、さんは吉

澤裕美弁護士の見解、この決議は私の個人的な議員活動を法的に拘束するものではない。ということで皆さんも処分は必要ない。そのような結果がありました。私は、それは問題だと思って、またこの反対討論をさせていただきました。以上です。

○議長（太田譲君） 次に、賛成討論はありませんか。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番 平田です。望月議員に対しての賛成討論を行います。

3月14日島議員に対し訂正および反省を求める決議書に対して、逆に島議員より憲法に保障された言論の自由、表現の自由を侵害する文書も含まれているとして決議に対する無効を求める要請書が提出されました。このことから、懲罰特別委員会が実施されました。特別委員会では懲罰なしとされましたけども、島議員も議員通信では島議員にも何度も申し上げましたけども、定例会が終わってから出した方がよいのではないかと、その方が誤解も招くこともなく結果を報告するのであっていろいろわだかまりもないし、その方がいいと申し上げましたが、2度にわたり2回通信を出されております。

その事について、途中ですと、いわゆるこの中でもNo. 6でも質問・説明がなかったとか、それから文章の中で読み手に対しての誤解を招くような文章だ、というそのような文章も確かに載っています。それは人によっては誤解を招くかもしれないんですけども、人によっては誤解を招くことも考えられます。両方もありますけども、そういうようなことに対して反省した方がいいっていうのを私は思いました。そのことによって憲法で保障された表現の自由だと、そういうものが侵害されるのは誰も私は思っていません。

そんなことからですねそういうようなことから、文書を出すのも、議会の定例会が終わってから出した方がいいんじゃないっていうことから、こういうようなものを反省して欲しかったと私は思います。そのようなことから今回の処分について望月議員に対しては処分に該当しないものと考えます。よって賛成討論といたします。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、討論を終結します。

---

## ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 追加日程4・望月典子議員に対する処分要求について採決します。

この採決は起立によって行います。

○議長（太田譲君） 本件に対する委員長報告は望月典子議員に処分を科すべきではないとすることです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（太田譲君） 起立多數です。

よって望月典子議員に処分を科すべきではないと、可決されました。

○議長（太田譲君） 望月典子議員の入場を許可します。

○議長（太田譲君） 望月典子議員への処分を科すべきではないと可決されましたのでご報告いたします。

---

## ◎追加日程5 委員長報告

○議長（太田譲君） 追加日程5・「字引文威議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法117条の規定により、字引文威議員の退場を求めます。

○議長（太田譲君） 本件について、委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君） 懲罰特別委員会委員長 山本吉人です。

5月1日に行われた懲罰特別委員会について報告いたします。

3月14日に提出された決議書に名前を記した6名の議員に対し、島議員から処分要求があった事案であります。当委員会に付託されました、6番 字引文威議員に対する処分要求について松本市の大手門法律事務所吉澤裕美弁護士の意見も踏まえ、慎重審議した結果、6番字引文威議員

に対する採決は、処分すべきではない。全員賛成、可とすることに決定しました。以上で、懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（太田譲君） 懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

---

## ◎討論

○議長（太田譲君） 次に、討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました字引文威議員に対する処分要求について討論のある方の発言を許します。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 1番 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。ただいま委員長より報告がありました懲罰特別委員会の結果について、反対の立場から答弁をさせていただきます。

5月1日に行われました懲罰特別委員会は、私は傍聴者として参加させていただきました。そのとき、字引議員の処分を求めるべきではないという討論を望月議員が行って、そのときに、決議書はその皆さんのが3月14日に出した決議書っていうのは、規律を守ってほしいと出されたと認識しているというふうにおっしゃっていました。規律を守ってほしいというのは、私に対してその議会の規律が守られていないから、皆さんが決議書を出したということをおっしゃっていたと思います。そのとき私達は録音することもできませんでしたし、一生懸命メモをしたのでそういったあの言葉、端々はちょっと違うかもしれないんですけども、私の規律を守っていないということで皆さんが決議書を出された。私が規律を守っていない、それはこの通信のことをおっしゃって決議書を出されたと思うんですけども、どのあたりが、規律を守っていないのか。私はそこが理解できませんし、私の通信を読んでくださった方、村内外の方からも何の問題も無い、どうして皆様がこのような決議を出されるのか、そのことの方がわからない。

この3月の当初予算を認めるということは、これは私が意味するところは、いくさかてらすの収支計画これが出ていなかった。いろいろな、この令和5年度に1億1000万円以上でされていた、調査・設計の報告、成果報告書も私達は見ていない。そんな中で、今日のボイラーの話もありますけれども、どうやってどんなものかわからない、もし何か例えればボイラーを入れたとして、それが長期的に運用可能なのか、採算が取れるのか、そういうこともわからない。でもその審議をするっていうのはそれは問題ではないか。それを書いたことが、これは規律違反ということなのでしょうか。この予算というのは、いろいろな自治体のものは生坂村もそうですけれど

も、前もって新聞でも報道されます。それを結果が出てから、その結果だけをその報告するのが、私は議員の務めだとは思っていません。というのは、やはりそれがどんなもので、予算に出されたのが、どんなもので私達がどのような審議をして、それを認めたのか、認めなかつたのか。そういうことっていうのが、やっぱりとても大事だと思うので、私は通信を書いてあります。そのことに対して、皆さんはそれを撤回して、謝罪をして反省をしろ。これを議会の意思として議長以外の6人のみなさんで、出されているわけです。

私は、それを議会の意思として1人の少数意見をこう皆さんで萎縮させようとするようなことが、この決議でされたのではないか。そこが問題だと思うのです。皆さん1人1人本当にご意見っていうのは違つて当たり前、そういうところから議論が始まっているのか。もし、その1人だけ、じゃあ意見が違つたらそれは皆さんと仲良くやつてきただつたら、じゃあみんな一緒に、同じ意見じゃないといけないのかな、そんなふうにも私はその皆さんが出された決議から感じました。外の皆さんと、この生坂村でやつていることを、この議会でやつていることを見て、やっぱり何をやつてるんだろう、そういうふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。

私達は、本当にこんなことでこんなことというか私も大事なことだと思いますけれども、でも別に法的拘束力のないその決議っていうのをわざわざ出す必要っていうのが、本当にあったのかな、もし皆さんが出さなければ、議長がその決議を皆さんがこういうふうに議員個人の議決権を信頼する恐れがあり、議会人としてのモラルが欠落してゐる、そういうふうに私の通信から思われたとしても、議長はそれは違うよというふうに言ってくださればよかつたんじやないか。また、決議が出されても、その無効を議長が法的拘束力のないもので認めてくだされば懲罰特別委員会も開かれませんでしたし、お金を払つて弁護士の先生に見解を聞きに行くこともありますでしたし、今、この時間もなかったわけです。この時間は、村民の皆さんのために使われるべきだったんじゃないかと、もっと私達は話し合うことがある。いろいろなことを、みんなで意見を、1人1人違うかもしれないけれども村民の皆さんのためにもっと村がよくできるようになるように、話し合うための時間も持つことができたと思っています。

ですので、この5月1日に行われた懲罰特別委員会で決定されたことについて弁護士の吉澤裕美先生の見解に基づいて処分はなしということが委員会の中では決定されたわけなんですけれども、私はそれで皆さんが出された決議というのが問題ない、そういうふうには思ひません。ですので、この場で反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（太田譲君） 次に、賛成討論はありませんか。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。私は、この場で字引議員に処分なしの可決に賛成するものとして意見を述べさせていただきます。

先ほど、島議員から懲罰特別委員会で、私が字引議員に対して賛成の処分なしの答弁をしたときのことをさっきおっしゃってましたが、それは議員として議会の規律を守られていないんじゃないかっていうこと、に対する決議文だっていうことは、私の認識として申し上げました。確かに私の認識として申し上げまして、みんなの認識ではないです。先ほど島議員はみんなの認識つておっしゃいましたけど、それは私の認識として、私はそういうふうに認識したっていうつもりで言いました。

実は私この決議文を出すときに、今回こんなことやらない方がいいんじゃないのって最初は言いました。でも、いろいろ勉強したりして考えたりしたときに、この島議員の草の根通信、これはちょっと何か不安を煽るようなことが多いなって感じました。そして、問題だと思うことっていうことに、4つばかり書かれてますけど、その中で最後に、3月議会でこの予算を通すことは採算がとれるか根拠が示されていないことを議会が認めることになるっていうふうに、こう断言なさっているっていうのは、これはちょっとおかしいんじゃないかなって。私達だって1人1人賛成する者の立場として、いろいろな意見を持って採決に臨んでいるわけだから、これはやっぱりちょっと島議員はいきすぎの書き方じゃないかと思って、決議文に賛成して署名をしました。

今ネットで調べても多数決の圧力っていうものがちょっと問題になってるような記事も出てます。多数決で圧力を少数派にかけてるんじゃないかなっていうようなことが、よく問題になってはいますけど、私はそうは思いません。やっぱり多数決のものは、それなりに自分の考えがあって、手を挙げたその結果が多数決に繋がっているのであって、そういうその多数決の圧力というものは問題にはならないと私は思います。結果的にそういうふうになっているだけであって、みんなそれぞれ委員会とか行政の説明会でしっかりと疑問は説明していただいて、それを自分で賛成にして、手を挙げて採決に臨んでいるわけですから、そういう圧力っていうことは言えないと思います。

それともう1件ありますけど、これは長野県議会の女性議員がしてる、やはりこういう通信なんんですけど、新聞に折り込んであります。そこの中には、ちょっと予算のことも書いてありますけど、それとか一般質問のそれぞれの議員がどういうことを質問することとか、それとか、みんなで共生して作る社会の実現に向けて、ご自分の意見を述べたりとか、それとか女性ですので、お子さんがいらっしゃいます、小学校へ通っているお子さんとの毎日の日々の子供に対してどんなことを思っているかとか、そういうことを書いてったり、ご自分がコミュニケーションとフットワークで課題解決に向けて取り組んでいる一例とかそういう多彩に渡ったこの通信を書いてナンバー今15っていうのは参考にしてますけど、15まで書いてやってらっしゃいます。

だから、ちょっと私のこれも私の意見ですけど、島議員は草の根通信で皆さんに村のことを知ってもらうっていうことでやってらっしゃることは、よくわかるんですけど、ちょっと何か内容が行き過ぎているっていうか、ちょっとみんなの不安を煽るような記事も多々載せていらっしゃるんじゃないかなって思うんですよ。脱炭素のことについても、もう始まっています。始まっていることを何かもう根本から反対して、不安を煽るようなことを書いてる。そうすると村民はそういう

うことなの、それじゃあ駄目なんじゃない、そんなことだったらやらない方がいいんじゃないって、そういうふうに何かこの草の根通信が不安を煽っているようなことが少しちょっと余分に書いてあるんじゃないかなって、これは私の意見です。

だからもう少し、前向きなこの草の根通信を書いていただいたらとてもいいんじゃないかなと思って、今回も最初は決議文ちょっとやめるとやめた方がいいかな、こんなことに時間つぶしてより何か他にやることもあるような気もするかなと最初は思ったんですけど、やっぱりそういうことを島議員にも少し考えていただきたいな、少しみんなで力を合わせて、これから脱炭素に向けての成功に向けて、頑張ってほしいなっていうことをちょっと考えていただきたいなっていう思いも込めて、署名をして、この決議文に賛同しました。そういうこともあります、私は今回の字引議員の処分なしに賛成の立場として票を投じました。以上です。終わります。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、討論を終結します。

---

### ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 追加日程5・「字引文威議員に対する処分要求について」採決をします。

この採決は起立によって行います。

○議長（太田譲君） 本件に対する委員長報告は、字引文威議員に処分を科すべきではないとすることです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（太田譲君） 起立多数です。

よって、字引文威議員に処分を科すべきではないと可決されました。

○議長（太田譲君） 字引文威議員の入場を許可します。

○議長（太田譲君）　字引文威議員への処分は科すべきではないと可決されましたのでご報告いたします。

---

## ◎追加日程6　委員長報告

○議長（太田譲君）　追加日程6　「吉澤弘迪議員に対する処分要求について」を議題とします。

地方自治法117条の規定により、吉澤弘迪議員の退場を求めます。

○議長（太田譲君）　本件について、委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君）　議長。

○議長（太田譲君）　山本議員。

○懲罰特別委員会委員長（山本吉人君）　懲罰特別委員会委員長　山本吉人です。

5月1日に行われた懲罰特別委員会について報告いたします。

3月14日に提出された決議書に名前を記した6名の議員に対し、島議員から処分要求があった事案であります。当委員会に付託されました、8番吉澤弘迪議員に対する処分要求について松本の大手門法律事務所吉澤裕美弁護士の意見も踏まえ、慎重審議した結果、8番　吉澤弘迪議員に対する採決は、処分すべきではない。全員賛成、可とすることに決定しました。以上で、懲罰特別委員会委員長報告を終わりります。

○議長（太田譲君）　懲罰特別委員会委員長報告を終わります。

---

## ◎討論

○議長（太田譲君）　次に、討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました、吉澤弘迪議員に対する処分について討論のある方の発言を許します。

○1番（島幸恵君）　議長。

○議長（太田譲君）　1番　島議員。

○1番（島幸恵君） 1番 島幸恵です。ただいま委員長より報告がありました5月1日の懲罰特別委員会で決定された結果について、反対の立場から討論をさせていただきます。

私は、3月14日に私の通信に対する撤回、謝罪、反省を求める決議書に対して、この決議を決議の無効を求める要求書、これが認められませんでしたのでこの決議を出された6人の皆さんに対する処分要求の提出となりました。この3月14日に出された決議書には、私の出した通信草の根通信6号において3月議会でこの予算案を通すことは採算が取れるのか、根拠が示されていない事業を議会が認めることになると、審議が行われていないにもかかわらず、読み手に対して議会は審議せずに、議案を認めようとしていると思わせる印象を与えるとともに、議員の自由な意思を阻害し、賛成した議員は問題があるかのように掲載された。と書かれています。

私はこの3月議会でこの予算案を通すことは、というのは、問題だと思うことの4つ中に入っていたんですけども、その中の1つとして書いています。私一議員個人として問題と思うことの1つであります。ですので、審議が行われていないにも関わらず、読み手に対してというところは、このような印象を与えるというのは皆さんのが思ったこと、それで決議を出されているんですけども、全くそんなこと私は書いておりません。

審議は3月の定例会で行われているわけなんですけれども、採算が取れるのか根拠が示されていない、これについては、いくさかてらすのその収支計画、これが出ていないということ。また、令和5年度に1億1000万円以上かけて行われた調査・設計の成果報告書、これも私達は全く内容はわからない、知らされていない。というところで、それをわからないままこの事業というのは、これ25年先を見据えて行われる事業であります。この採算性、費用対効果、そのようなところがわからない中で、その審議をするというのは、わからないものというのは私はどうやって審議をしたらいいのか。そういう意味で問題ではないか。一個人の考え方として書いています。皆さんは、賛成されるなら賛成される皆さんのお考えを、しっかり村民の皆さんに説明責任を果たしていかれたらいいことではないかと思います。

私の通信が、皆さんの自由な意見、議決権、これを阻害するものでは、全くない。そのことをずっと申し上げているんですけども、私だけではなく、その通信を出す前にも村内外のいろいろな方に、チェックをしていただいております。ものすごく気をつけて書いておりまし、書いていることは、その予算であっても、それは村から出されたものであり、私は事実を書いていると私は思って、それもチェックもしていただいて出しています。

今回の当初予算なんですけれども、生坂村始まって以来の大きな予算です。小さな村で脱炭素関連だけで7億9000万円計上されているわけです。それに対して、こういうものが今計上されている。皆さんに理解していただく、そういうために私は必要だと思って通信を出しています。

3月14日にこの私の通信に対する撤回、謝罪、反省を求める決議書が出されたわけですけれども、3月12日、社会文教常任委員会の、雪が夕方から降った日なんですけれども、その日にやまなみ荘で私以外の議員の皆さんのが会を持たれていたということを、やまなみ荘を利用された複数の方から、聞いています。そのときに、決議書について話し合いがもたれたとか、そういうこと

は私はわかりませんけれども、利用された中の方から生坂の議員が盛り上がって、これであいつをとっちめてやる、そういうふうに言っていた方がいたと、そういうふうに聞いています。とっちめてやる相手っていうのは誰かわかりませんし、今回の決議を提出することには関係ないかもしれませんけれども、今回の懲罰特別委員会において、それぞれの処分要求を提出された議員の皆さんから、私は陳述、皆さんがされてどのようにこの決議が出されるに至ったのか。それについて明らかにされるというふうに思っておりました。

しかし、松本大手門弁護士事務所の吉澤裕美弁護士の見解が、発表されてそれに基づいて、皆さんそれぞれ処分なしということに決定されて、それがどのような思いでこの文章がどのように作られて、どのように皆さんのが合意して、この決議書が出されるに至ったのか。そのことについて、私は全くわかりませんでした。

何度も申し上げますけれども、私はこの議員として税金の使い方をやっぱりしっかりと見ていくのが仕事だと思っています。それをする上で、どのようなことに予算が充てられて、それがどのように執行されて、それが村の財政をゆくゆく、圧迫しないようなものなのか。採算は取れているものなのか。それをしっかり見極めないといけないと思っています。そこで、私はいろいろな情報が欲しい、そういうふうに思っているわけですし、それがないとやはり判断ができない。そういうわけです。

ですので、通信にはこのように書きました。それは、私としてはそれが妥当なのか、ゆくゆく長い年月をかけた、その長い目で見たときに、費用対効果とか採算性とかがあるのか、そのことがわからないのは私としてはすごく不安ですし、責任を持ってその税金の使い方を認めていく、可決していく、議決していく、そういうときに当初予算というのは、これは私は私として個人の意見として問題だと、そういうふうに思って書いたことであり、それは全く皆さんを縛るものではありません。

ですので、皆さんは皆さんとしてしっかり、それはどうして認めたのかというのを村民の皆さんに説明していくべきことであるのであって、わざわざこの決議をこの議会の意思として出されたのが、私は1人で皆さんから出されたわけなんんですけども、それを皆さんには出すことによって、その少数意見の議員に圧力を加えないか。また、外から見たときに、違う意見を言うと、ああなるんだというふうに思わないか。今議会の議員のなり手不足というのが言われているときに、そういう決議をする議会、議会の意思として

○議長（太田譲君） すみません、もう1回聞きますけど、処分に対する反対討論ですよね。なんの討論されています、島議員は。

○1番（島幸恵君） はい、決議で出されたことで処分

○議長（太田譲君） 懲罰委員会の吉澤弘迪議員に対する処分についての反対討論ですよね

○1番（島幸恵君）　はいその処分の

○議長（太田譲君）　多分皆さん何言ってるか伝わってないと思うんですけど。

○1番（島幸恵君）　うん。

○議長（太田譲君）　処分に対する反対討論をしてください。じゃないと削除します。処分に対する反対討論をお願いします。

○1番（島幸恵君）　ですので、私は皆さんが出されたこの決議書というのは、松本大手門弁護士吉澤裕美弁護士が、憲法また、地方自治法132条には、この決議自体が法的拘束力がないものであるから、法には抵触をしないということで判断されたということで、処分なしということを皆さんのが判断したと思うんですけれども、私は問題だと思って今反対討論で立たせていただきました。以上です。

○議長（太田譲君）　次に、賛成討論はありませんか。

○7番（平田勝章君）　議長。

○議長（太田譲君）　7番 平田議員。

○7番（平田勝章君）　7番 平田です。吉澤弘迪議員に対しての賛成討論を行います。

島議員の草の根通信、No. 6において私は3月議会の途中で配布され、読み手に対して、議会は審議せずに、議案を認めようとしていると思わせる印象を与えたとして島議員に誤解を招くような表現は慎むよう求めたものが、逆に島議員より、憲法で保障された言論の自由、表現の自由を侵害する文面が含まれているとして、島議員を逆に侮辱したとして、決議に対する無効を求める要求書が提出されました。このことから、懲罰特別委員会が実施されました。特別委員会では懲罰なしとされましたけども、議員が村民に説明する内容としては、島議員は草の根通信No. 6、3月定例会が始まるやいなや配布されました。

3月11日には総務建経常任委員会が開かれ、それぞれの議員が質問されておりました。もちろん島議員も質問をされておりましたけども、通信では説明されていないというふうに書かれていましたけれども、その辺も配るのが定例会のもう始まってすぐに通信を配るものですからそういうような誤解を与えるものになっていると思います。

ですから、私としては議会が終わってからで結果報告をした方がいいというようなことを何度も言いましたけれども、その部分が聞き入れられずにそういうことが、2回もありました。そういうことが本当に残念だということで、先ほどから島議員は何かいろいろ申しておりますけど

も、それが本当にそうなのか、逆に全ての村の事業がいろいろあったりしますけども、それを100パーセント理解してからやるっていうのもなんか皆さん理解できないかなと思います。

今回の件については、逆に不安を煽ったりそういうことも逆に考えられると私は思います。そういうようなことから、処分は該当しないというふうに私は考えます。よって賛成討論といたします。

○議長（太田譲君） 次に、反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、討論を終結します。

---

### ◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

○議長（太田譲君） 追加日程6・「吉澤弘迪議員に対する処分の要求について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

○議長（太田譲君） 本件に対する委員長報告は、吉澤弘迪議員に処分を科すべきではないとすることです。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（太田譲君） 起立多数です。

よって、吉澤弘迪議員に処分を科すべきではないと可決されました。

○議長（太田譲君） 吉澤弘迪議員の入場を許可します。

○議長（太田譲君） 吉澤弘迪議員への処分は科すべきないと可決されましたのでご報告いたします。

---

## ◎村長挨拶

○議長（太田譲君） 以上で本臨時会に付された日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和6年第1回生坂村議会臨時会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。本日は提出しました議案を慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり御採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今年度の県の地域発元気づくり支援金を有効活用して、村民の皆さんのが協働により行う各種事業は村名申請の3件と団体申請の2件につきまして、昨日13日に内定の公表がありました。おかげさまで5事業全てが採択されましたので、その関係事業を補正予算に計上させていただき、今年度も6月定例議会に提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、絆づくり支援金につきましては、6月28日までの申請となっており、今のところ地区担当職員や担当部署に相談されている事業が数件ありますので、議員各位も村民の皆さんからご相談をいただいていると思いますから、ご対応のほどよろしくお願いをいたします。今年度も元気づくり支援金と絆づくり支援金を活用して、村民の皆さんのが元気に力を合わせて協働による活動を行っていただき、村内外に素晴らしい発信をしていただきますようお願いする次第でございます。

そして、今年度の村政懇談会は第3回の脱炭素事業に関する村民説明会を兼ねまして、6月下旬から10区に出向き、実施をするとともに、子育て世帯を対象に託児所を設けて、土曜日の午後に実施したいと考えているところでございます。

生坂村は人口減少、少子高齢化が重要な課題ですが、山紫水明の豊かな自然、先人が築き上げてきた伝統文化を守り、持続可能な村にするために、村民の皆さんで力を合わせて守り育てていかなければと考えておりますので、議員各位にはご健勝にて引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本臨時会に付された諸案件につきまして、慎重審議いただいたことに対し深く感謝いたします。

以上をもちまして、令和6年第1回生坂村議会臨時会を閉会いたします。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時 28分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年五月X日

議長

石田 浩

署名議員

新 豊也

署名議員

山本 告人